

〔V〕産業構造高度化と零細企業の将来

庄 谷 邦 幸

〔I〕 製造業における零細規模企業は、いくつかの基準によって分類が可能である。たとえば、(1)家族労働力中心か、雇用労働力に依存しているか、(2)取引関係からみて、独立型か、従属型か、(3)立地条件からして、都市型か、農村型か、(4)市場の範囲からみて、遠隔地向けか（輸出型、全国市場型の双方が含まれる）、局地市場型か、(5)技術面からみて、手労働中心か、機械制生産か（動力の使用、非使用でも区分できる）によって分けることができる。

とくに重大な区分は(1)の家内労働中心の家内工業とそれ以外の零細規模企業に区分することであろう。

家族労働力中心の零細企業は「企業」と呼ぶより、「生業」と呼ぶ方が妥当であるが、ここでは零細な小規模事業所を、零細企業と呼んでおく。

これらの零細企業が、今日まで存在しつづけた理由や条件——存立条件——がどのようなものであったか、それが今後どのような変貌をとげるかを検討せねばならない。

まず、零細企業を含めた、総体としての中小企業の存立条件を列挙してみる。

- (1) 産業構造の変化の過程で、たえず、市場の狭隘な分野が存存する。また、後述するような労働市場の特殊性——労働力が相対的に過剰な経済における——が存存するところでは、労働集約的な生産方法が優位をしめ、大規模の有利性が働かない分野が常に存在しうること。
- (2) 景気変動のバッファとしての中小企業の存在の必要性。各産業分野で、相対的に零細な規模の企業が、ある一定量以上のオーバー・フローを受注し、それに依存して存続する。それは、企業の出生率・死亡率の高さにも反映している。
- (3) 低賃金に依存する小企業の存在は、低コストを実現するのに役立つこと。国民経済的にみて、低賃金労働者層の存在は高蓄積—高成長にもつながっている。他方、このことを就業構造からみると、小零細企業に従事したり、失業したりする不完全就業者層の存在は、大工業労働者のプールとしても必要であった。

このように、これまでの日本経済では、産業構造が高度化しても、小資本分野がたえず形成され、他方での小資本分野の消滅・死亡を補ってきている。

- (4) ある種の産業の中小企業は「輸出産業」として外貨をかせぎ、生産財、資本財の輸入に貢献してきた。しかし、これも上述した(3)の低賃金依存型が多く、国際環境の変化により、業種、商品は変化してきている。

〔II〕 以上にのべた中小企業の存立条件は、今後日本の産業構造、就業構造の変化により、どのように変貌するであろうか。

国内では、(1)日本資本主義はじまって以来といわれる「労働力不足」によって、少数の雇用労働力に依存する中小企業は階層分化をはじめている。(2)原料革命、生産方法における技術革新は中小企業にもおよび、資本費用の増大は新規の参入 (new entry) の障壁を高くしている。これによっても階層分化はすすむ。(3)資本自由化、特惠関税問題などの国際環境の変化 — ないし国際分業上の地位の変化は日本の中小企業に直接、間接の影響をもたらしている。とくに輸出依存度の高い中小企業業種は転換を余儀なくされている。さらには需要パターンの変化は中小企業業種の内容を変化させるであろう。国民生活水準の上昇（これは自動的に上昇するのではなく、国民所得の分配をめぐる階級間、階層間の斗争の結果生ずるのであるが）により、国民の各階層の各財に対する欲求は高まり、国民の分配面での不平等は是正されよう。その結果、一方では、所得の平準化によって生活必需的な財の生産は標準化→規格化し（量産可能）、同時に、他方では、所得水準の上昇によって、需要は多様化・高級化するであろう。とくに奢侈的な財や嗜好品的なものは、まさに多品種少量生産となり、ある場合には、熟練労働者の手作業による生産の比重増大も考えられる。

〔Ⅲ〕 これらの産業構造変化の諸要因のなかで、「労働力不足」現象をどう評価し、それが中小企業の存立条件の中で最も有力な要因であった「低賃金」要因へどのように影響するかという問題である。この「労働力不足」の中小企業への影響は long-range の問題と、short-range の問題がある。ほぼ30年という long-range をとるならば、出生率の傾向的低下によって、（ただし出生率も所得水準などによって可変的である）労働力人口は減少するであろう。（他方、省力的技術も開発されるが。）しかし、short-range で考えるならば、「労働力不足」現象は複雑な様相を示すであろう。今日においても、「労働力不足」は偏在しており、若年労働力は独占的大企業によって「先取特権」的に取得されているため、中小企業の方が「労働力不足」は深刻である。同じく技能労働力も独占的大企業によって独占的に取得されている。したがって、中小企業は規模を縮小して、下請利用、家内労働力利用、パートタイマー利用へ走り、雇用構造の「近代化」と逆行する動きを示している。とくにこの2～3年間の統計では家内労働者の増加している業種が目立っている。これに対しては、「家内労働法」の制定による家内労働者の保護、実効性のある最低賃金制の実施、中小企業労働者の組織化等によって、企業規模間の労働条件格差が実質的に解消する方向にむかうならば「低賃金」による中小企業の「有利性」は低下すると思われる。ただし、これには国民各階層の主体的条件の変化や国家の社会政策の変化に対する見通し如何によって状況はかわりうる。

ところが、資本力格差、企業間の支配従属の関係が再生産されるならば、大企業による下請・再下請による低賃金の迂回的利用があとをたないという可能性も残る。

以上のようにみえてくると、short-range でみる限り、低賃金労働の迂回的利用によって、零細企業は存続する可能性は強い。

他方、需要面からみても、多品種、少量生産分野は減少しないであろうから、小規模事業所は

再生産されるであろう。〔需要面からの見通しについては産業構造審議会答申『雑貨産業基本政策に関する答申』（昭和43年8月）が参考になる。〕これらの零細企業が都市立地型か、農村立地型であるかについては、もう少し掘り下げた検討を要する。